

第24期第32回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年3月10日(金)午前10時から午前11時20分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、石手啓夫、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、田中大代、西貝孝之、
増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 加藤和雄、半田保之 2名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1～3号)
(2) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可に
ついて (第4・5号)
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第6～10号)
(4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第11～19号)
(5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第20号)
- 6 協 議 (1) 令和4年度農地パトロール結果について
(2) 令和5年度練馬区農業委員会活動指針(案)について
(3) 令和5年度最適化活動の目標案の設定について
- 7 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地の
あっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより、第24期第32回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

会議に入る前にお知らせします。本日は傍聴の方が1名いらっしゃいますのでお知らせします。傍聴の方にはあらかじめお知らせします。総会を傍聴するにあたって議場内における写真撮影、録音などで会議を記録することはできません。また、発言することもできません。これに反した場合は退場していただく場合がありますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は加藤和雄委員、半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、井口哲哉委員と石手啓夫委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和5年1月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用

に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者は一般法人にあたりますので、記載の認定要件を全て満たす必要があります。それでは議案の4ページにお戻りください。4ページから9ページまでが事業計画の認定申請書となっております。

1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。

2 賃借権等の設定を受ける都市農地の賃借期間の始期は、令和5年4月1日からで、期間は2年間です。5ページをお願いします。

3 都市農地における耕作の事業の内容は、果樹を栽培し、区内の直売所および庭先にて販売する。また、収穫体験を実施することです。地域との調和について、表の下に記載があります。6ページをお願いします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状200日、賃借権等の設定後は240日です。Ⅱ 選択項目です。申請者はオのア及びウ以外の法人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。

5-1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地以外の土地借入地で農地面積が樹園地で6,731㎡です。

5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1)作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、樹園地でミカンやキュウイ、イチジク等を栽培します。7ページをお願いします。(2)大農機具はトラクター1台です。(3)農作業に従事する者です。②常時労働力は2人で、農作業歴は4.5年と7年です。④拠点となる場所等からの平均距離は徒歩1分です。

6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとのこと

です。7 地域との役割分担の状況です。農地を適正に管理するとともに、地域農業者や東京あおば農業協同組合の活動に参加する等、良好な都市の農地の保全に取り組むとのこと。8 ページをお願いします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人については、記載のとおりです。法人の代表取締役が12か月農作業に従事するとのこと。10ページから11ページは農地賃貸借契約書です。12ページは賃借地における営農計画ですのでお目通しください。2 ページにお戻りください。
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員をお願いします。

木 村 隆 昭 委 員 2月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
現在、サクランボやプルーン、アーモンド等が植わっており、綺麗に剪定されていました。また調査時は2名の方が除草作業をしていました。現在、幼稚園や近隣住民の方にもぎ取りでの販売をしているとのこと。土地所有者は畑が自宅の目の前ですので、畑にはかなり従事することができるとのこと、今後、もぎ取りを積極的に拡大していきたいとのこと。境界確認もできました。特に問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願い

いします。

議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

本件につきましても自ら耕作の事業の用に供するための貸借の事業計画です。法人による申請です。

令和5年1月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

16ページから22ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所等については記載のとおりです。17ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、学校の生徒に対し農作物の生産管理、加工販売を通じて教育指導を行い、地域での農産物の生産販売を通じて、近隣住民と交流を図るとのことです。また、地域との調和につきまして、下段に記載があります。18ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状160日、賃借権等の設定後は160日です。II 選択項目です。申請者はア及びウ以外の法人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。5-1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地以外の土地借入地で農地面積が畑で679.88㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。野菜を679.88㎡で作付けする計画です。(2) 大農機具はトラクター1台借用する計画となっています。(3) 農作業に従事する者です。②

常時労働力は1人で、農作業歴は8年です。③臨時雇用労働力は6～7人で、農作業歴は教員が3～5年、生徒が1～2年です。④拠点となる場所等からの平均距離は徒歩5分です。6 周辺地域との関係です。農薬は原則として使用しませんが、使用する場合は土地所有者の指示指導に従います。7 地域との役割分担の状況です。農地を適正に管理するとともに、地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組むとのことです。20ページをお願いします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人については記載のとおりです。農業主任が12か月従事するとのことです。23ページから26ページは農地賃貸借契約書です。27ページから28ページは営農計画書ですのでお目通しください。14ページにお戻りください。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、木村隆昭委員をお願いします。

木村隆昭委員 2月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。この畑は現在、タマネギやブロッコリー等が作付けされていきました。今後は、ダイコンやナス、キュウリ等多品目の野菜を作付けしていく予定です。販売は、学校の前での販売、また学校等での食事に使用するとのことです。学校の先生の中には農業専門の従事者がいるとのことです。畑はとても綺麗ですし、計画もきちんとしていました。境界についても確認できました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和5年2月6日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

別冊資料のインデックス3をお開きください。現在は、総会での判断の部分となります。今回の申請者は常時従事する個人にあたりますので、認定要件のうち、①都市農業機能発揮要件②地域との調和要件③全部効率利用要件、以上3つを満たす必要があります。議案の32ページにお戻りください。32ページから38ページまでが事業計画の認定申請書となっております。Ⅰ 共通事項については記載のとおりです。33ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、露地野菜を栽培し、もぎ取りによる収穫体験を実施することです。地域との調和について、表の下に記載があります。34ページをお願いいたします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状300日、賃借権等の設定後は300日です。Ⅱ 選択項目です。申請者は、賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人にあたりますので、5-1、5-2及び6の記載が必要となります。5-1 申請者が現に所有権並びに使用および

収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地として、畑が1,000㎡です。また所有地以外の土地は、農地面積が畑で12340.12㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。1,000㎡でトマト、5,641㎡で体験農園、9,221.12㎡で収穫体験の予定となっています。35ページをお願いします。(2) 大農機具は地主より賃借する予定のトラクターです。(3) 農作業に従事する者です。本人は農作業歴が7年です。②常時労働力は5人で、農作業歴は、それぞれ、7年、6年、5年、3年、1年です。④拠点となる場所等からの平均距離は徒歩10分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。39ページから42ページまでが農地賃貸借契約書です。42ページをお願いします。別表1、土地と土地その他の物件の目録等については記載のとおりです。43ページをお願いします。賃借地における営農計画ですのでお目通しください。30ページ戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、木村隆昭委員をお願いします。

木村隆昭委員

2月28日、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑の東側は、現在、耕運中です。以前はネギが作付けされてきました。今後はサツマイモやネギを作付けするとのことです。サツマイモは収穫体験、ネギは東京ネットワーク等で販売をするとのことです。西側の畑では、夏はトウモロコシを作付けし、収穫体験をするとのことです。秋冬は、キャベツやブロッコリー、ハクサイ等を作付けし、こちらも収穫体験を行う計画です。申請者は自宅でトマトの作付けや体験農園等を行い、積極的に農作業をしています。

す。また、貸主は畑が目の前なので、これからも支援をしていきたいとのことです。境界についても確認できました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。

議案第4号につきましては農業委員会会議規則第10条に基づき、増田義二委員におかれましては退席をお願いします。

議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。

令和5年2月6日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可が必要になります。本件は、区が赤道として管理していた農地について所有権の移転を行うものです。

【譲受人、譲渡人、土地の所在等について説明】

別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。1の(1)対象となる行為は所有権の移転となりますので、農業委員会の許可が必要となります。農業委

員会の許可を得ずにした行為はその効力を生じないというものです。3 農地法第3条第2項が定める不許可基準です。(1)について、譲受人は農業経営を適切に行っているため、該当しません。(2)(3)についても、該当しません。(4)について、譲受人は常時従事されているため該当しません。(5)について、下限面積制限には抵触しておりますが下の※(5)をご覧ください。証明対象地は位置、面積、形状等から見て隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難な農地を隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合には、下限面積制限に抵触していても不許可事由の例外に該当するとなっています。本件はこのケースにあたりますので、こちらについても該当しません。(6)について、譲受人自らがこれからも農業を行うとのことで、こちらについても該当しません。(7)についても、該当しません。したがって、不許可基準のいずれにも該当しないということになります。議案の44ページへお戻りください。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 2月21日に、事務局2名、土木部1名で現地調査に行ってきました。地図上に赤道として残っているとのことですが、現状は畑で、綺麗に適切に畑を管理されていまして。ただ位置表示は畑の耕運上で支障があるとのこと目印は明示されてない部分がありました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで増田義二委員にお戻りいただきます。

つぎに46ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。

令和5年2月22日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用貸借による権利の設定を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可が必要になります。本件は、区が学校農園として土地所有者から借りている農地について、契約更新による使用貸借権の設定です。

【借受者、土地所有者、用途等について説明】

別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条第2項が定める不許可基準です。1つ目の※印をご覧ください。(1)(2)

(4)(5)については、地方公共団体が権利を取得しようとする農地を公共または公共用に供する場合には、不許可事由の例外に該当するとなっています。今回、区が申請者ですので、(3)(6)(7)のみ不許可基準に照らしての確認をお願いします。(3)信託の引き受けによる権利の取得の場合、農業協同組合や農地中間管理機構以外の信託会社等が信託財産として農地等を引き受けることはできないというものですので該当しません。(6)農地等を転貸する場合、学校農園として区が使用するというものですので該当しません。

(7)地域における農地等の農業上の効率的、総合的利用の確保に

支障を生ずるおそれがあると認められる場合、これにも該当しません。以上により、不許可基準のいずれにも該当しません。議案46ページにお戻りください。

事務局からの説明は以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに52ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年2月1日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 2月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

この畑の北西側に農作業用の倉庫があり、相続税の納税猶予の適用から外れています。南側にハウスが3棟あり、そのうち東側の1棟ではキュウリを、中央1棟では、スナッフエンドウやトマト等を作付けしており、今後は、キュウリとエダマメを作付けする予定との

ことです。別の1棟は現在、建築中です。畑の南側の道路に面している部分では、以前、盆栽を栽培していたため、植木やミカン、カキ等が残っています。境界は一部土の中に埋もれた部分はありませんでしたが、ほぼ確認できました。庭先販売をしているとのこと。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに54ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年2月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員をお願いします。

相 原 和 彦 委 員 2月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

境界の確かな目印はまだありませんでしたので、境界がわかるように印をしていただくようお願いをしました。畑には現在レモンの木が半分のスペースに植えられており、残り半分は露地野菜を作付け

するとのことです。保育園等を対象としてダイコンの掘り取りを行っており、その他は自家消費とのことです。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに56ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年1月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠 田 政 巳 委 員 2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。とても綺麗に整地されており、今後はミカンを植える予定であり、販売先はこれから検討するとのことでした。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに58ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年1月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員をお願いします。

相原和彦委員 2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑は、一部にダイコンを作付けするマルチが準備されており、その他のスペースは綺麗に耕運されていました。これからジャガイモを作付けするとのことです。(3)の畑は、たい肥が準備されていました。(4)の畑は、耕運しており露地野菜の作付けを予定しているとのことです。(5)～(7)の畑は、ニンジンが少し残っていましたが、その他の部分は綺麗に片付いていました。今後はエダマメを作付けする予定です。出荷先はスーパー、練馬区のふれあい農園ではジャガイモ掘りをしているとのことです。よろしくお願いいたします。

事務局	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに60ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和5年2月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
西貝孝之会長	それでは、増田義二委員お願いします。
増田義二委員	3月1日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 この畑では植木や果樹、ブルーベリーが植えられ、露地野菜としてハウレンソウが作付けされていました。またハウスが1棟あり、肥料と苗木が入れられていました。植木は販売で、その他は自家消費とのことです。境界も確認できました。よろしくお願いします。
西貝孝之会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに62ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年2月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは井口哲哉委員をお願いします。

井口哲哉委員 2月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は、主にキャベツを作付けしています。調査の日には綺麗に耕運されていました。畑の一部分ではキャベツ苗を栽培していました。キャベツは市場へ出荷をしているとのこと。他の部分にはハウレンソウやニンジン、タマネギ等を作付けし自家消費と近所の希望者に販売しているとのこと。境界も確認できました。
特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに64ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和5年2月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 2月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は主にミカン75本をはじめ、レモンやユズ等の果樹が植えられています。畑の一部でキャベツやブロッコリー、コマツナ等を作付けしていました。ミカン等は摘み取り販売をしているとのことです。野菜は庭先販売やキッチンカー等の食材として販売しているとのことです。境界も確認できました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに66ページです。

議案第13号から15号につきましては、農業委員会会議規則第10条に

基づき、尾崎賀一委員におかれましては退席をお願いします。

議案第13号から15号は同一世帯案件ですので、一括審議とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第13号、第14号および第15号は、農地法上の同一世帯の案件ですので一括で審議をお願いします。「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年2月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは井口哲哉委員をお願いします。

井口哲哉委員

2月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

まず、議案第13号の(1)の畑は、体験農園の畑として一部使われています。時期的に現在は何もない状態で綺麗になっていました。

(2)の畑も体験農園で使用しており、ハウスが2棟建っていました。1棟は体験農園の集会所、もう1棟にはサニーレタス等が作付けされていました。境界も確認できました。

続いて議案第14号の(1)(2)の畑は、ハウス4棟が建っており、育苗用として使用しているほか、スナップエンドウが作付けされていました。露地ではコマツナやホウレンソウ、シュンギク等を作付けしていました。庭先販売をしているとのこと。境界も確認できました。

続いて議案第15号の(1)(2)(3)の畑は体験農園として使われており、現在は何もない状態で雑草もなく綺麗になっていました。境界も確認できました。特に問題はないと思います。よろしくお願

いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで尾崎賀一委員にお戻りいただきます。

つぎに72ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年2月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 2月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1) から (3) および (5) の畑には、ミカンやウメ、ユズが植わっており、近くの小学校の農園クラブの人たちが摘み取りに来るとのことです。豊作時はJA直売所に出荷することもあるとのことです。現在は冬のため、下草は目立ちませんでした。大きな穴が掘られており、剪定された枝が中に入れてありました。大木が1本植わっている部分については、納税猶予の適用からは外れているとの

ことです。(4)の畑は、西側にサクランボやリンゴ、アンズ等が植えられていました。東側にはブドウ棚がありましたが、現在は収穫している様子はありませんでした。冬のため下草は目立たなかったです。大木が4本植わっている部分については、納税猶予の適用からは外れているとのこと。境界については、境界については確認ができました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに74ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第17号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年2月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは篠田政巳委員お願いします。

篠 田 政 巳 委 員 2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は、キャベツとホウレンソウがまだ少し残っていました。

(2)の畑は、ミカンとユズがそれぞれ数本ずつ植わっていました。

南側にはダイコンやネギ、ハクサイ等が収穫しきれずに残っていました。販売は庭先直売と自家消費です。境界は（１）の畑の北東側の一部が土に埋まっていたので、明示していただくようお願いしました。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに76ページです。議案第18号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第18号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年2月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは篠田政巳委員お願ひします。

篠 田 政 巳 委 員 2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、サニーレタスやニンニク、ネギ等が作付けされていました。庭先販売をしているとのことでした。境界も確認できました。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに78ページです。議案第19号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年2月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 2月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は、カキが植わっていて、現在剪定中であり、下草は冬のため枯れている状態でした。(2)の畑は、ブロッコリーが少し残っていました。残りの部分は耕運している状態で、次はトウモロコシかジャガイモを作付けする予定とのことです。(3)(4)の畑は、北側にブドウ棚があり、現在剪定している状態でした。また、ハウスが3棟建っており、1棟は苗の栽培、1棟はトマトの作付け予定、1棟は資材が入っていました。他の部分では露地野菜の葉物を中心に作付けしています。境界については道路側と隣地の塀に囲まれている畑ですので特に問題はないと思います。出荷先は市場とJA直

売所とのことです。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに80ページです。議案第20号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和5年1月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、対象農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ウメが約45本植わっていました。出荷先はJA直売所です。下草は適切に管理されており、境界も確認できました。

特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに82ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和4年度の農地パトロール結果についての最終報告です。

1 文書指導を実施する地区は6地区です。

【6地区について、対象地、所有者、指導内容などについて説明】

2 事務局にて経過を見つつ指導を行う地区は6地区です。

【6地区について、対象地、所有者、指導内容などについて説明】

3 文書指導案です。83ページをご覧ください。指導対象とした生産緑地地区の農地所有者へ、農業委員会会長名で指導文書を発出するものです。1 改善を要する農地、2 改善を要する事項には、所有者の情報等を記載します。3 改善されない場合に生じうる事項は記載のとおりです。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに84ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和5年度練馬区農業委員会活動指針(案)についてです。

84ページをお願いします。東京都農業会議会長から区市町村の農業委員会会長宛に農業委員会法を第7条に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に関する対応についての通知がありま

した。今回、農業委員会法が改正され、同法第7条の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることが義務化されるというものです。農林水産省より事務連絡について記載されており、本年の3月末までに最適化指針の策定が求められています。

85ページをお願いします。こちらが農林水産省からの事務連絡です。令和4年度末までに指針を策定してくださいという内容になります。

86ページをお願いします。

東京都農業会議からの通知文の中では、これまでの都内の農業委員会活動を踏まえ、農林水産省と調整をし、各農業委員会がこれまで作成をしてきました年間活動計画に必要項目を追加して活動指針という形に改め、最適化指針とするのが適切であるという方向性が示されており、この考え方に沿って事務局でまとめさせていただきましたのが、「令和5年度 練馬区農業委員会活動指針(案)」となります。追加すべき必要項目につきましては、練馬区全域が市街化区域ですので、遊休農地の発生防止解消についてのみとなります。

令和5年度 練馬区農業委員会活動指針(案)です。

1 基本方針です。前年度までの活動計画と比較をいたしまして、特定生産緑地の扱いについて若干記載を変えてございます。指定から30年が経過する生産緑地について順次、特定生産緑地の指定手続きを行うため、引き続き対象の農地所有者への確かな周知活動が求められているというような記載にしております。

2 重点活動内容の(1)～(5)については従前のものを踏まえた書き方にしてあります。(6)遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法は、今回新たに追加が必要となった項目です。上記(1)～(4)の活動を通して引き続き、遊休農地の発生防止に取り組むことを記載してあります。また解消目標について、管内の農地面積、

遊休農地面積とその割合について、現状と目標を表にて示してあります。88ページをお願いします。

3 その他の活動は、例年の活動計画と同様の記載で今回はまとめさせていただきました。事務局からは説明は以上です。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに90ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和5年度最適化活動の目標案の設定についてです。

令和5年度の最適化活動の目標案の設定について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

【最適化活動の目標案の設定等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件についてこれでまとめてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに94ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあ
っせんについて」です。

2月のあっせん生産緑地一覧です。今回は2件です。

【物件地番、地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに96ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします
す。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市
街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和5年2月に届出のあった標記の件について、「市街化区域内農地転
用の届出に係る事務処理規程」第3条第1項に基づき専決処理した
ので、同条第3項により別紙のとおり報告する。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第32回練馬区農業委員会総会を終了します。

会長

署名人

署名人